第2回策定委員会 意見一覧(名簿順)

委員	意見			
小林委員長	全体としては、テーマが絞り込まれていて分かりやすい。気がついた点は下記です。			
	●p. 11			
	住宅土地統計調査と空き家実態調査の空き家率に大きな差があるため、下記の趣旨を記載す			
	るとよい。「住宅土地統計調査は、調査期間中に居住が確認できない住宅の数を表すため短期			
	間の空き家を含む。さらに賃貸住宅を含むため、空き家率は高くなる。」			
	文章は一案ですので、適宜修正して下さい。			
	●p. 21			
	イラストの文字が、住まいの目標ではなく地域やシステムとなっている。本文にあわせて検			
	討して欲しい。下記は一例。			
	1. 住宅セーフティネットのイラストは、「安心して暮らし続けられる住まい」のほうが分か			
	りやすい。			
	2. 地域包括ケアシステムは、高齢者の居住安定の基盤となるため表現を変えて残し、新たに			
	「高齢者の多様な住まい」を記載してはどうか			
	●p. 22			
	基本体系のうち、住宅セーフティネットの中に、市営住宅のあり方についての項目の追加を			
	検討してはどうか。			
	その内容の例としては、「空き家活用型のセーフティネット住宅を充実しつつ、現在の市営 住宅は貴重な自治体の資産として○○の方向での活用をはかることを検討する。」			
	住宅は賃重な日石体の賃産として○○のカ向での石用をはかることを検討する。 ○○の方向は、障がい者向けを充実する方向が一案である。居住支援活動(民間賃貸住宅の			
活用)において、障がい者向けを充実する方向か一条である。店住文援活動(氏質 活用)において、障がい者向けを充実することは容易ではないことが背景にある。				
中島副委員	●p.2 船橋市住生活基本計画の位置づけの図(「船橋市」を入れては?)			
長	図のタイトルを入れ、「船橋市住生活基本計画」を大きくする			
	●p. 7			
	(2)高齢者人口:後期高齢者がR35年を「ピークに」急増する			
	(3)世帯の内訳:「単身世帯が最も多くなっており、」全国や県平均(以下同じ)			
	*子供⇒「子ども」(船橋市では「子ども」で統一しているのでは?)			
	●p.9 (2) 住宅の所有関係			
	「公営住宅の割合が低く、UR・公社の賃貸住宅が多くなっています」を入れては?			
	●p.11 上の空き家率の図表:千葉県と全国の数値も入れては?			
	(5)実態調査における空き家の状況			
	「○年実施した/実態調査の名称」実態調査…実態調査の名称を入れて。			
	●p. 12 (2) 市営住宅			
	表には「高齢者のいる世帯数」があるので、説明文に「全体に高齢者の割合が6割を超え、			
	全体では7割近くが高齢者である」を入れては?			
	●p. 13 (1)子育てに対応した…:			
	p.6 と同じ図になっており、「前述したとおり」などとしておき、むしろ説明文に合計特殊			
	出生率があるので、資料編の合計特殊出生率の図を入れた方がよいです。			

委員	意見			
中島副委員	●p. 14 (2)高齢化に対応した…:			
長	● P. 14 (2) 尚齢化に対応した…: この図表も p. 7 と同じです。「高齢者向けの住宅数は増加」に対応するデータを入れた方が			
	この因表もp.7 と同じ (す。「同節有向りの住宅数は増加」に対応するケークを入れた力が よいです。			
	~ 、 ~ 7 。 下の説明 1 つ目の・「高齢者の居住する住宅について・・・4 割が不便・・・」等について			
	の資料名を入れて下さい。			
	2つ目の・根拠となるデータは?			
	●p. 15 (1)住宅ストックの質…:			
	p.9 と同じ図ですので、下の説明にある「住まいの満足度は向上」のデータを入れては?			
	●p. 16 (2)分譲マンションの適切な管理:			
	上の2つの図は p.10 と同じですので、これは「 頁図○○参照」などとして、説明にあ			
	る「高齢者世帯が増加・・・長期修繕計画の策定率は向上」のデータを入れるとよいです。			
	●p. 17 (3)空き家の管理と…:			
	上の図が p. 11 と同じ			
	下の・「空き家予備軍と…3.3%になっています」のデータを入れては?			
	●p. 18 3住宅セーフティネット…:			
	図の間の説明にある「外国人なども増加」の外国人人口のデータを入れては?今後重要にな			
	るでしょう。			
	●p. 20 第 4 章			
	8行目:「形成する基礎となる必要があること」⇒「形成します」			
	9行目:「本市に…次のように定め…」どこに定めているのでしょう?			
	11-14 行目:ピンクでマークしているところ、2 つ目の「・住み慣れた…」が最初かと思い			
	ますが、引用したところがそうなっていればそのままに。			
	下から3行目:「誰もが」安全・安心して…「誰もが」入れると、以降の政策に合致するか と思います。*できればスローガンにも入れる?			
	●p.21 2 基本目標			
	▼P. 21 2			
	$2 \cdot 3$ がわかるようにしてはいかがでしょう?			
	(1) 住宅セーフティネットの充実《住生活基本計画の基本目標》			
	(2) <i>Posts</i>			
	、			
	*但し「高齢者の多様な住まい方」については、			
	①基本は既存住宅に在宅で高齢期に住む人が多く、施設・高齢者住宅等に住む人は現在は勿			
	論、今後も少ないと考えられ、施策としても既存住宅の改善が重要です。			
	②「住宅」というハードな施策と、居住支援(安否確認やコミュニティでの活動支援等)と			
	いったソフトな支援が不可欠です。タイトルを以下のように変更してはどうかと思います。			
	⇒ (3) 高齢期の住まいの充実とソフトな支援との連携(充実)			
	●p. 22 3 基本体系:上記の件で、基本目標(3)の変更			
	●p. 25-26 耐震化については9割前後が達成するとなっていますが、残りの1割程度が難しく、			
	ここをどのように耐震化するのかの施策を示せないでしょうか?木造密集地域の住宅、低家賃			
	低質賃貸住宅、老朽化分譲・賃貸共同住宅等かと思いますが。			
	●p. 28 2 船橋市の区域内に…:			
	「…計画期間内に管理組合へのアンケート調査等を実施することを検討します。」⇒「…計			
	画期間内に管理組合へのアンケート調査等を実施し、データベースを構築し、計画的に支援で			
	きる体制づくりを検討します。」			

委員	意見
中島副委員	●p.30 「空き家の流通促進・活用」:
長	「セーフティネット住宅としての活用も検討します。」を入れては?
	●p.32 下部の「基本目標 高齢者の多様な住まい方の充実」:
	在宅が基本という実態を考えると「高齢者が安心・安全に暮らせる住まい方の充実」になる
	かと思いますが、元の基本目標3を変えることはできないですね?
	●p.33 3-1 住宅の質の向上 〔施策の方向〕の2行目
	ここに「温熱環境」がでており、大変重要ですが、以下の事業等にはでてきません。「温熱
	環境への配慮に対する普及・啓発」を入れてはいかがでしょう?実際にはケアマネ、ヘルパー
	さん等の役割が大きいと思います。
	●p.343-3 居住支援の充実
	関連する事業等をみると、高齢者の転居支援が中心になっていますが、地域包括ケアと連携
	して、地域での生活支援を充実されることも入れてはいかがでしょう?
	●p.37 木造密集住宅地基本方針
	木密地域の改善は、「防災意識の向上」も含めて、地域コミュニティの役割が大きいと思い
⇒岳 (31)	ます。「地域防災まちづくり組織の(確立・)支援」を入れられないでしょうか?」
高橋(弘) 委員	とても良くできた内容であると思います。
	一方で気になる点を下記に記します
	●p. 10 の住宅土地統計調査による空き家は平成 3 0 年で 32, 120 戸となっています。11 ページ
	になると空き家の数は 2,864 戸であり 10 倍以上違います。
	また当然ながら空き家率も船橋市の調査によれば2%であるのに対し住宅土地統計調査で
	は10.4%です。
	市の調査が偏っているのか住宅土地統計調査が偏っているのかわかりませんが乖離の理由
	説明がなければこの2つのデーターを載せるのは危険です。
	虚構の数字をもとに考察することにもなりかねません
	●市営住宅の管理戸数(12ページ)については市営住宅については借上が基本となっていると
	記載されておりますがこの市営住宅も経過年数がたち更新をしておるものと思われます。更新
	の際に建築基準法に基づく 12 条点検を行い修繕することが義務となっていると思われますが
	この修繕の履行についてのチェックはなされているのでしょうか?
	修繕をしている人とそうでない人がいるのでは不公平ですし、未修繕では居住する人にとっての欠人が欠されている。
	ての安全が守られているとは言えませんしこれに起因して事故が起きれば市の責任が問われ
	かねません。

委員	意見
大井委員	●素案の基本目標 2 住宅ストックの適正な管理と質の向上「2-2 分譲マンションの適切な管理」の 27 ページ~29 ページについてご提案をいたします。
	●1. 船橋市の分譲マンションの課題(平成30年船橋市分譲マンション実態調査より) ①マンションの高経年化(築40年以上の棟数は1/3以上、築30年以上では約1/2) 高経年マンションでは、共用部分である外壁等の剥落、鉄筋の露出・腐食、給排水管の老朽 化といった生命・身体・財産に影響する問題を抱える。 ②居住者の高齢化と管理組合役員のなり手不足 65歳以上の夫婦世帯の増加及び役員のなり手不足により組合運営において議決等が困難に なる等の問題が発生しているおそれがあります。 ③管理費・修繕費の不足による補修、修繕(大規模修繕含む)、改修等の先送り 築40年超の高経年マンションでは、①に掲げた問題及び旧耐震基準で設計されている マンションでは、耐震診断を実施することができない等の問題もある。旧耐震基準により設 計されているマンションの5割以上が、耐震診断の予定なしとしている。 ④専門知識の不足 管理組合運営や修繕工事・コミュニティ形成等、役員の組合業務が複雑化しており、専門知 識の不足により判断ができなくなっている問題を抱えている。
	28ページ「船橋市マンション管理適正化推進計画(計画期間:令和3年度~令和12年度)」に則り、29ページ【関連する主な事業等】について上記船橋市の分譲マンションの課題を踏まえ、下記項目をご提案いたします。

委員	意見
大井委員	●2. マンション管理適正化推進計画(住宅政策課)について
	中長期的視点による計画策定の検討項目としてご提案いたします。
	① 管理組合の運営
	・外部専門家を活用している⇒専門知識不足への対応
	・総会、理事会議事録が保管されている
	・理事会業務の引継ぎを実施している
	・災害対応マニュアルの等の作成・配布をしている⇒防災マニュアル作成の促進
	・管理費及び修繕積立金を3ヶ月以上滞納している組合員がいない
	② 管理規約
	・最新の管理規約を配布している⇒専門知識不足への対応
	・管理費等の滞納時の措置を定めている⇒管理費・修繕積立金不足の防止
	・外部専門家の役員選任を必要に応じて採用できるようにしている⇒役員のなり手不足、専
	門知識不足への対応
	・専有部分に属する配管の更新工事について管理組合の費用負担で実施できるように定めてい
	る⇒漏水等による管理不全の防止
	③ 長期修繕計画の策定及び見直し
	・5 年程度を目安とした長期修繕計画の定期的な見直しをしている
	・長期修繕計画に専有部分に属する給排水管更新工事の実施が計画されている
	・共用部分及び専有部分の雑排水管の洗浄工事を毎年計画している
	④ その他
	・大規模修繕工事を2~3回実施している
	・漏水事故の履歴情報は作成及び保管している
	・防火管理に機械警備を導入している
	・防火管理上共用部分での喫煙行為は禁止している
	 派遣事業で管理組合役員様の相談に対応しての感想ですが、管理組合運営の基本的な知識を
	 理解していただくことの必要性を感じています。役員に就任する前の新任管理組合役員様のた
	めの「派遣講座」及び現管理組合役員様を対象とした「派遣事業の継続支援制度」の検討をお
	願いいたします。
大井委員	●3. マンション管理士等派遣事業(住宅政策課)について
	① 新任管理組合役員への派遣講座の実施
	タイトル:「新任役員のためのマンション管理の基礎知識と円滑な理事会運営」
	内容:「管理組合とは」「管理組合の組織」「役員の職務」「総会・理事会の運営」「管理
	規約及び使用細則等・管理委託契約書について」「マンションの施設・設備」
	期間:2月~6月の役員の交代時期
	② 派遣事業の継続支援制度の導入
	指導・助言等が継続的に必要であると認められる管理組合に、3 ヶ月~6 ヶ月の期間を設定
	して派遣事業の継続支援が可能になる制度の導入をご提案いたします。
	派遣依頼された管理組合での2時間余りの相談対応では、問題解決のための助言・指導・支
	援が十分ではないこともあります。管理組合によっては相談項目が多々あり、すべてに助言で
	きません。派遣で相談対応した管理組合のかかえる問題解決のため、ご検討をお願いいたしま
	す。 す。

委員	意見
宮澤委員	●民生委員は高齢者や児童が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう日々活動をしておりま
	す。
	●高齢者の住居も様々な問題があり、その一つとして昭和 50 年頃に建築された 5 階建てエレ
	│ ベーターの無い分譲マンションです。 │ 購入した頃はまだ若く上り下りも大して苦にならず生活していたが、70 代 80 代になると生
	活にかなり支障が出ている。最近では買い物は宅配などを利用しているが、通院や日常行動は
	かなり制限されている方も少なくない。
	このままでは5年後・10年後が大変心配されるところです。
	自治会等でも問題視して低層階に空きが出て住替えたというケースもあるが、このような上
	下での転居は生活環境が変わらず、高齢者の戸惑いも少なく、システムとして構築されれば高
	齢者の大きな入居支援になると思います。 ●よれ、15年夏の京津ルでは、大名東州は18年で、19年では、19年で、19年では、19年で、19年で、19年で、19年で、19年で、19年で、19年で、19年で
	●また、近年夏の高温化で熱中症による事故も増えていますが、エアコンがあっても使わずに 節約をする高齢者も多く、安心して電気を利用できるシステムが出来ると良いと思います。
	●また、民生委員にとって高齢者世帯の子世帯が近居してくれているのは何よりも心強いで
	す。この近居と言うフレーズはまだ耳新しく、もっと広くアピールすることでその意識も上が
	り子世帯が住居を構える時の行動に少しでも変化が起こることを期待します。
岡田委員	●章立て等に関すること
	前回会議の章立て(案)〈資料4〉から重点施策の章がなくなっていますが、理由をお聞か
	せください。 「全の間事計画については、巛字、地域サル、体体可能など之地形式などの日代オナウ州で
	7 章の関連計画については、災害、地域共生、持続可能な住宅地形成などの目指す方向性で 分けて表すと分かりやすいのではないかと思います。
	Since Control Claretty Claretty
	●URに関連すること
	① 基本目標
	1-1住宅セーフティネットの充実、3-3居住支援の充実
	近居割に関する内容について
	UR賃貸住宅にも近居割の制度があります。 《親世帯子世帯がUR都市機構の定めるエリア内で、対象となるUR賃貸住宅を新たに契約
	し、近居することになった場合、契約したUR賃貸住宅の家賃を一定期間割引きます。(前
	計画に記載あり)》
	② 関係機関・民間団体等との連携 (3)(独法)都市再生機構との連携・協働
	団地再生事業だけでなく、貴市との連携による住まい・まちづくりを進めておりますので、
	記載内容の見直しを検討いただけますでしょうか。 平成30年12月に策定した「UR賃貸住宅ストック活用・再生ビジョン」において、UR賃
	一十成 30 中 12 月に泉足した「UR 負責性セペトック活用・丹生しジョン」において、UR 負債住宅ストックの多様な活用を図ることとし、地域の医療福祉拠点化の形成等、貴市や地域の
	関係者と連携し進めているところです。
	記載例:市内には、約1万1千戸のUR都市機構が管理する賃貸住宅があり、本市において
	大きな役割を担っています。これらの賃貸住宅ストックにおいて、多様な世代が生き生きと
	暮らし続けられる住まい・まちの実現を目指し、多様な活用が進められており、地域の医療
	福祉拠点の形成やまちづくりの総合的な施策において、今後も密接な連携・協働を図ります。

委員	意見			
久保委員	● 1…第 2 章 船橋市の現状(数字の確認)			
	p.10 (4) 統計調査における空き家数、p.17 (3)			
	p. 11 (5) 実態調査における空き家状況			
	統計調査:住宅数 31 万戸、空き家率 10.4%・・計 32,120 戸			
	実態調査:建物数 141,636 件・・・この数字の差異は何か			
	(実態調査の数字は、持ち家・1 戸建てを対象としたものか)			
	統計調査による空き家率は、中核市あるいは近傍の市川市、柏市、松戸市と比較してどの程			
度か。特異的に多いのか。				
	● 2 …第 3 章 市の現状分析			
	p. 17 空き家の管理と防止対策中、p. 58、59 資料編 3-5 空き家の状況			
	①「道路に接していない」「接道義務を満たさない空き家」とはどういう住宅か(イメージが			
	湧かない)。現行では、そのような建築許可、宅地開発は許可されないのでは。			
	これまで結果的にそのようになってきたもので、抜本的な解決は困難かと。消防、救急、下			
	水道、ゴミ収集等のインフラ整備は今後とも改善されないのだろう。取り壊しを待つだけか。			
	何故、そのようになってきたのか。今後の対応策は。			
	②「その他の住宅」が減るのではなく、この5か年で増えた主な原因は、そのような住宅が増			
	えた、増えている原因は何か。			

委員 意見 久保委員 ● 3 … 第 5 章 住宅政策の基本方向(提案) その1 基本目標 1: 住宅セーフティネットの充実関連 p. 18 第 3 章市の現状分析、p64. 資料編(5) 居住面積水準では最低居住面積水準未満の世帯 割合は 6.3% ・・・これらの世帯を対象とする居住水準改善施策には何があるか。 勿論、公営住宅入居の制度があると思うが。 最低居住面積水準未満の住宅から、もう少し、広い家、環境の良いところに住みたい。子供 にもう1部屋欲しい。暮らしの質の向上をはかりたい。 (要望) (対象者) ・ひとり親家庭(保育期間中、18歳まで) ・子育て世代(18歳以下の子供3人以上の夫婦世帯) ・身体障碍者等のいる家庭 居住面積水準に満たない状況等の場合、公営住宅入居の世帯月収基準の縛りがなくても、民 間等賃貸住宅に住み替えができることとする。助成制度があれば。 現行の、高齢者が身体的、経済的等理由により住み替える場合と同様、住環境の改善に資す るため、「住宅確保要配慮者」として、高齢者と同様な「住み替え支援事業」の対象とするこ とは可能か。 ※勿論、家賃低廉化支援事業、市営住宅の一人親優先入居事業も制度として利用でき、家賃 支払いの経済状態によって選択できるでしょうが、空き家など住環境に優れた住宅ストックの 活用でもある。 (今住んでいる地域の保育園、小学校区、支援学校区などの転校をしなくてもいい条件が満 たされることも重要であるとみとめられ、住み替えの選択しやすい工夫も必要と認められる。) ● 3 … 第 5 章 住宅政策の基本方向(提案) その2 若者対策(結婚後の住宅供給) 現 5 か年計画・住生活計画の p. 35 (表 7-9) で転出のきっかけ、結婚が 22.7%。最も多い。 島根県並の人口を抱えている状況から、この件数は驚くに値しないが、都心方面への転居が 多いのであれば、市内でも結婚による住宅ニーズが示されているとみても良いのではないか。 転出しなくても結婚後、市内に新住居を確保しやすい誘導施策があれば、住宅ストックの活 用になるのではないか。勿論、結婚による転入者も対象。 中島副委員長の提案、若者もターゲットにする方向でもある。世代間の地域交流にもつなが る。 引っ越し費用の支援、礼金等の範囲、あるいは地域商品券、地域通貨の祝い金とかの制度も あるだろうし、これも地域消費・経済の活性化にならないだろうか。 ● 3 … 第 5 章 住宅政策の基本方向(提案) その3 p. 24「関連する主な事業等」一覧 ここに掲げる事業で、国、県の補助がある事業と市単独の予算事業とがあると思う。 市の単独予算事業(予定を含む。)について、明示してもらいたい。以下、各基本目標に掲 げる一覧について同様。

委員	意見			
久保委員	● 3 …第 5 章 住宅政策の基本方向(提案)			
	その4 2-1 住宅ストックの質の向上 p.25			
	第3章現状分析-4:安全で良好な居住環境 p19 のハザードマップに示される地域において、			
	梅雨前線や台風時のこれまでにない異常気象による集中豪雨による住宅地での内水氾濫防止			
	のための関連施策…道路が川になる、下水道が使えない等の被害が想定される。何があるだろ			
	うか。			
	※政策メニュー…宅地開発に伴う雨水対策以外に雨水浸透マス設置補助は、今計画ではスク			
	ラップされたのか。			
久保委員	●3・・・第5章 住宅政策の基本方向(提案)			
	その 5 2-3 空き家の管理と空き家防止対策 p.30			
	空き家対策5か年計画が制定されて、すでに特定空き家などへの取り組みが行われているの			
	であるが、空き家の放置状態を改善するために、市の「生きがい福祉事業団」(シルバー人材			
	センター)に、当該法人業務として空き家の所有者(管理者)と草刈、見回り点検、ゴミ処理			
	等について、年間手数料を支払う維持管理の委託契約が行えれば、他県に所有者等が居住して			
	いても、放置対策が行える。…既に制度として行われているのか。			
	所有者にとっても、譲渡するに際してメリットがあるのではないか。			
	シルバー人材にも蜂とり名人とか草刈名人とかがいるものである。			
	世帯主が転居する際には、所有者の義務として、このようなチラシを配布することも出来る。			

委員	意見
久保委員	●3・・・第5章 住宅政策の基本方向(提案)
	その6 空き家の有効活用方策の検討(空き家バンクの開設)
	追加資料「高齢者の住まいの全体像」、資料編 p. 48 にみるとおり、全世帯の約 4 割が高齢
	者世帯、そのうち、持ち家世帯が85%近くを占める。
	高齢単身、高齢夫婦のみ世帯が 2 割を占め、高齢単独世帯の持ち家は約 20,000 戸である。
	いわば、将来の空き家予備軍を抱えている。現実の空き家も不良空き家を除けば約2,000戸もある。
	p. 57 (5) 高齢期の住まいに見る意識調査、p. 59 (3) 最終的な持家の処分でも 60 歳以上で
	賃貸、売却、空き家の割合が約3割を占めている。 今後の方向は、むやみな宅地開発・新築による街づくりよりは、「住み替え」による空き家
	の管理、住宅ストックの活用、子育て世代が増えることによる世帯構造の若返りを目指した政
	策変換が核になるのではないか。高齢者向け住宅の整備も「住み替え」には必要。 2025 年から 2040 年の期間では 20 歳以上 65 歳未満の生産年齢人口は 1092 万人も減少。高齢
	者の増加、人口減少の加速という静かな有事とも言われる事態。
	そこで、これまでの新築住宅購入でゴールという「住宅すごろく」から「住み替え」という
	住宅ストックの活用に方向転換することにより、働き手が多大なローンを抱えることなく優良
	住宅を取得し、低成長下の収入低下、貧困を回避するためにも、中古・空き家住宅の活用流通
	促進策が求められる時代に入ったことは共通認識に。
	中古住宅の需要に対しては、民間不動産業者によってインターネット・サイトでも盛んに広
	告されているが、市の HP として「空き家バンク」の設置により、登録、掲載、業者紹介、成
	約後の助成策など、情報アクセスの共同化を不動産業界と協働で空き家の解消に向けた行政の
	積極的な関与が期待できないか。優良認定中古住宅制度とも、住宅リホーム産業化とも云える。 これは、空き家対策計画にも関連すると思われるが、いわば、市民(空き家所有者)の要望
	がすくい上げやすい窓口の拡大、不動産店舗間および住宅需要者との情報の共有化を図ること
	でもあり、市外から生産年齢層に住み替えを促す、全国的な住宅ニーズへの情報公開と住宅ス
	トック活用への公正な関与につながるのではないか。私の経験からも、売買契約成立のスピー
	ドが速いと思う。
	埼玉県が県内全体で地域別、市町村別の「空き家バンク」を設置しているものも参考になる。 ●その他(私的)
	※船橋市の住みにくい理由の第1に道路整備に対する不満がある。
	大規模地震、津波、火災、台風等による避難時の安全対策面からも、平時においても安心し
	て歩ける道路(歩道)が欲しい。道路の拡幅、(道路予定地-都市計画)など。
	バスもすれ違えない道路、一方通行にもなっていない道路、通学・通勤にも自転車通行にも 配慮が必要な道路がある。
	子育て世代の自転車通園や、児童、高齢者、小・中・高生の通学、通行がもっと快適になる
	ように望みたい。住環境、住景観と併せ、道路に対する愛情をもっと持って欲しい。
藤井委員	●私はこの度の策定委員会に選ばれたことにより「船橋市住生活基本計画」「船橋市高齢者居
	住安定確保計画」の存在を初めて知りました。市が市民生活の現状を分析し、市民の安寧を願
	う住生活支援・施策・事業推進のための計画書の策定に取り組んでいることに、市政ならでは
	の深遠な意義を感じております。
	今回、計画の策定に参画させて頂いたことで視野を広げる事ができました。
	以下、要望・質問等の私見を述べさせて頂きます。

委員	意見
藤井委員	●多くの市民がこの計画書を知る事により船橋市の住宅政策の展望を知ることになる。今後、
	計画書の配布先や設置施設を考慮する必要があると思われる。
	特に、「高齢者居住安定確保計画」の内容(介護・予算・予防・バリアフリー化・住宅の質・
	地域共生社会など)を公民館や学校で一般市民や小中高生に知らしめるべき事である。誰もが
	年を取る。人生 100 年時代に備えて、高齢者の住まいや暮らしについて、家族・親子で共通認
	識を持ち心の準備をしておきたい。
	●船橋市の高齢者向け住宅への入所滞在平均年数は各施設、何年位ですか。
	●高齢者が自宅で最後まで自立した生活を続けるためにバリアフリーは必須です。新築のバリ
	アフリー化は負担が生じるが、改修は費用も然ることながら空間的に困難です。ストックの観
	点からも個人住宅にも義務づける方向で検討すべき条例制定と思われる。雑誌「建築士」の小
	欄に掲載された『バリアフリー法の施行令改正案』を参考までにコピーして添付します。
	●社会保障費は国の全歳出の約3分の1を占める。子々孫々への負担を増やさないために国の
	借金である国債の発行を出来るだけ抑えたい。そのために我々市民ができることは何か。地域
	コミュニティの互助精神・健康寿命の延伸のための住宅の質の向上・住宅ストック・予防等を
	市民に啓蒙すべきであると思う。
	●今年80歳になる私が現在の高齢者向け住宅(老人ホーム等)に要望する事。
	施設の予算や運営、入所者の介護状況や利用料などの問題はあるが、防護柵を設置した屋外
	空間(花や野菜を育てる園芸作業ができる庭、テラス、ベランダ、屋上庭園等)を設けた施設
	を要望します。施設での日常生活の中で土に触れ、草木・花・水・小鳥・太陽・天空などを体
	感することは身体面・精神面に効果があり、認知症予防や人とのコミュニケーションの効果が
	期待できます。(私はステイホームのコロナ禍の生活で、庭に出て外気を吸い、草花や樹木の
	季節の変化や虫や野鳥を眺める事で救われています。)

雑誌「建築士2021.2」に掲載された「バリアフリー法の施行令改正案」

パリアフリー法の施行令改正案

国土交通省は、パリアフリー法の施行令改正 案をまとめた。地方自治体が条例で建築物移 動等円滑化基準(建築物パリアフリー基準)の適 合義務対象を延べ500㎡未満の建築物に引 き下げる取り組みを促すため、小規模建築物 専用の基準を新設する。パブリックコメントを 経て2020年12月上旬公布、2021年10月1 日の施行を予定する。

道路から利用居室までの経路のうち1つ以上を移動等円滑化経路と位置づけ、移動等円滑化経路と位置づけ、移動等円滑化経路を構成する通路の幅を90cm以上とすることなどと規定する基準を新たに設ける。パリアフリー法の政令は、建築物パリアフリー基準の適合養務対象を延べ2,000m以上の特別特定建築物と定めている。また、同法は地方自治体が条例で適合義務対象を引き下げられると規定するが、現行の建築物パリアフリー基準を小規模建築物に当てはめると建築主にとって過度な負担が生じる恐れがあることから、地方自治体が柔軟に条例制定できるように小規模建築物専用の基準を定める。

※その他委員から意見なし

船橋市住生活基本計画·高齢者居住安定確保計画策定委員会委員名簿

	氏 名	所属・団体等
学識経験者	小林 秀樹	千葉大学 名誉教授
	中島 明子	和洋女子大学 名誉教授
	髙橋 弘明	(一社) 千葉県宅地建物取引業協会 船橋支部
	松井 皇一	(公社) 全日本不動産協会 千葉県本部
	大井 清孝	(一社) 千葉県マンション管理士会
明だ団体小士	長島 由和	(福) 船橋市社会福祉協議会
関係団体代表	宮澤 紀子	船橋市民生児童委員協議会
	布留川 邦夫	船橋市自治会連合協議会
	高橋 章博	船橋市老人福祉施設協議会
	岡田 歩	(独法)都市再生機構 東日本賃貸住宅本部 千葉エリア経営部
市民	久保 孝一	公募委員
川氏	藤井 純子	公募委員